

## 八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和7年(2025年)7月22日(火)

午前10時30分～午前11時30分

議会棟 第6委員会室

出席者 三浦眞一委員(会長)、伊藤則久委員、樫崎亮一委員(会長職務代理)、  
秋間利久委員、片寄禎文委員、白柳広賢委員、藤井祐子委員、  
原口剛久委員、佐久間志緒里委員(委員9名)  
(田中和敏委員 欠席)  
太田総務部長、石川職員課長、その他事務局4名

### 開 会

1. 会長の選出及び職務代理者の指定
2. 諮 問
3. 審 議 特別職報酬等の額について諮問

### 〔配付資料〕

- ・八王子市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・これまでの審議経過及び内容 (資料1)
- ・特別職報酬等一覧 (資料2-1・2-2・2-3)
- ・地域別最低賃金の全国一覧 (資料2-4)
- ・市長等特別職及び議員の期末手当支給率等 (資料3-1・3-2)
- ・各種経済指標 (資料4)
- ・八王子市の財政状況 (資料5)
- ・令和6年度八王子市特別職報酬等審議会答申(写) (資料6)
- ・諮問書(写)
- ・八王子市特別職報酬等審議会条例

(互選で三浦委員を全会一致で会長に選出)

【会長】 それでは、諮問に対しまして、審議を開始したいと思います。はじめに今年度の会の進め方について事務局より、説明をお願いします。

【事務局】 資料6「令和6年度八王子市特別職報酬等審議会の答申の写し」をご覧ください。「2 審議の内容」最後の3行に書かれていますとおり、昨年度いただきました答申を受け、今年度は、審議会の回数等を増やすなどして、改定に向けて、社会情勢等、多角的な視点から公務全体のバランスを踏まえ、審議する必要がある、とされております。

なお、審議会開催につきましては、本日を第1回、8月に第2回、10月に第3回の計3回の開催を予定しています。

本日、第1回目は、次第にあります各資料について、説明させていただいた後、報酬額を上げるべきかどうかについて、御審議をいただきたいと思いをします。

報酬額を上げるべきとの意見をいただいた場合、次回、8月の第2回開催にて、具体的な金額について御審議をいただき、10月の第3回開催にて最終的に市長への答申をまとめ、改正が必要となれば、12月の第4回市議会定例会において条例改正を行うこととなります。

今年度の進め方の説明については、以上となります。

【会長】事務局からの説明のとおり、進めてまいりたいと思いをします。それでは、審議を開始したいと思いますので、資料1から資料3-2まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、お手元の資料につきまして、ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。この資料は、これまでの審議経過及び内容についてまとめたもので、審議会委員の委嘱年度、任期、答申の日付、答申内容等を掲載しています。平成28年度から令和6年度までについては、中核市及び類似市との特別職の報酬等の状況において、報酬を改定するまでの大きな変化は生じていないとして、議員報酬及び市長等の給与については「据え置き」としています。直近で報酬額改定したのは、平成27年度となります。平成27年度については、審議会を7回に渡り開催し、中核市や人口50万人以上の類似市の報酬等の現状並びに民間の動向等（人事院勧告、東京都人事委員会勧告）を分析するとともに、平成27年4月1日の中核市移行による権限と責任の拡大を踏まえ、職務内容や職責からみた妥当性、市民の視点等の観点から審議した中で、議員の報酬を2万円、市長の給与を1万円の増額を行い、一方で他市と比べ高い水準にあった教育長を4万円、常勤監査委員を2万円減額する改定を行いました。さらに遡ると、平成15年度に減額改定をしています。平成15年度については、審議会を10回開催し、東京都内の自治体及び類似市の報酬等の現状、改定状況及び民間の動向等を分析、審議を行った結果、長引く景気の低迷や都知事等特別職の給与減額、市税収入の減少等、市の財政状況を考え、減額が必要であるとして、市長については4万円、その他の特別職については2万円の引下げを行っています。それ以前については、平成4年度、平成7年度と改定を行っています。それぞれの特別職について、「据え置き」から11万円までの増額を行っています。平成28年度以降は毎年審議会を開催しておりますが、平成27年度以前は、3年から7年といったスパンで不定期に開催し、当時の状況に応じて1万円から11万円の増減幅で改定を行ってきた経過がございます。

次に、特別職の報酬等の状況について説明いたします。

では、資料2-1をご覧ください。資料はホチキス止めで2部構成となっております。1部目が中核市における特別職の報酬月額の一覧、2部目が期末手当を含めた年収一覧です。まず1部目の報酬月額の資料ですが、左端には令和7年2月1日時点の住民基本台帳人口を記載しています。その隣に、市長、副市長、教育長、常勤監査委員の報酬額を記載。

中央には参考数値として、人口を議員定数で割った「議員1人当たりの市民数」を掲載しています。さらにその右側には、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に、それぞれの報酬月額が並んでいます。加えて、人口や報酬額などの左欄には中核市内での順位が表示されています。No. 1として掲載されている八王子市をご覧ください。まず、本市の人口と順位をご確認いただきたいと思います。市名の右横、八王子市の人口ですが約54万人で中核市のなかで4番目に大きい人口規模でございます。また、表の中央にございます議員定数と議員一人当たりの市民数の順位をご確認いただきたいと思います。八王子市の場合、本市の人口を議員定数40人で割りますと、議員一人が抱える市民の数は13,545人で中核市のなかで順位は2番目に大きい数字でございます。次に、特別職、議員の報酬月額と順位をご確認いただきたいと思います。市長の報酬月額は1,110,000円で18位、副市長は940,000円で8位、教育長は810,000円で7位といった具合に金額、順位が確認できる表となっておりますが、本市の人口規模、議員一人当たりの市民数の順位と比較して各役職の順位が低い傾向であることがお分かりになると思います。次に、表の後ろにつけていますA4横のグラフをご覧ください。中核市のなかで本市の金額がどの位置にあるかを表した表です。表の見方をご説明します。左上、市長のグラフをご覧ください。上端の1,206,000円が中核市の最高月額、下端の950,000円が中核市の最低月額を示しています。○印が比較団体の平均額である1,081,944円、●印が八王子市の額である1,110,000円を示しています。それぞれの役職のグラフをご覧いただくと、本市の報酬月額は、いずれも平均を上回っている状況ですが、それぞれの役職で平均からどのくらい離れているのか、または、近いのか、金額を確認することができます。次に、資料2-1の2部目、中核市の年収額をまとめた資料です。こちら、1部目の月額資料と同様の構成となっております。後ろの2枚目には、同じくA4横のグラフを後ろに添付しておりますので、併せてご確認ください。

次に、資料2-2をご覧ください。

資料2-2について、こちらは人口規模等が本市と類似する団体の状況を一覧にしてまとめたものでございます。表の上段が類似市の月額報酬をまとめたものになります。なお、No.5大田区からNo.10江戸川区まで、また、No.14鹿児島市につきましては、直近で改定した改定率、改定額の数値を参考に記載しております。表の下段は、年収額をまとめた資料で、類似市のなかで本市の状況が比較できる資料となっております。資料の後ろには、同様にグラフをつけておりますが、グラフ1枚目の月額報酬の傾向としては、副市長、教育長、常勤監査委員が平均を上回っている一方、市長及び市議会議員の議長、副議長、議員は平均を下回っていることがお分かりになると思います。グラフ2枚目の年収の傾向としては、副市長が平均を上回っている一方、市長、教育長、常勤監査委員、市議会議員の議長、副議長、議員は平均を下回っていることがお分かりになると思います。

次に、資料2-3をご覧ください。

こちら、ホチキス止め2部に分かれています。1部目が都内26市の特別職等の報酬月額、2部目が年収額をまとめたものになります。人口規模、議員1人当たりの市民数はいずれも順位は1位でございます。報酬月額、年収額、両方とも、傾向として教育長は5

位、常勤監査委員は4位、その他の役職は全て1位でございます。なお、本市は東京都内唯一の中核市であることを付け加えさせていただきます。また、資料の後ろには、こちらも同じくグラフを付けております。

続いて、資料2-4をご覧ください。この資料は、令和6年4月1日現在の都道府県別の最低賃金の時間額の状況です。なお、令和7年の状況は10月に公表される予定ですので、資料は昨年状況となります。特別職の報酬等の額を審議いただく際は、中核市や類似市ごとの人口や報酬額の順位により比較検討していただいておりますが、こちらの資料では首都圏と地方とでは地域性もあると思いますので、賃金の状況について参考にお示ししております。

続いて、資料3-1をご覧ください。期末手当の支給率等については、本審議会における審議事項ではございませんが、報酬額を審議していただくための参考としてご覧いただければと思います。資料3-1については、中核市の特別職等の期末手当の支給率等（令和7年度）を一覧にまとめたものでございます。表の見方ですが、左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しております。算定基礎の各要素の欄については、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには○を付しています。なお、期末手当の支給については、地方自治法（第204条）にて、条例で定めなければならないとしており、各自自治体でその計算方法に違いがあります。例えば、具体的に申しますと、資料3-1のNo.32に豊田市がありますので、市長の欄をご覧いただければと思います。年間支給月数は3.5月となっておりますが、一方で、算定要素として本市にはない地域手当、管理職加算が盛り込まれているため、年間支給額は本市よりも高く、648万8,362円となっております。表の見方に戻りますが、計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順位を表示しています。

次に、資料3-2をご覧ください。この資料は、26市の特別職等の期末手当の支給率を一覧にまとめたものでございます。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に、給料月額、年間の支給月数、役職加算率、年間支給額、26市内での順位を表示したものです。八王子市の市長等特別職及び議員の期末手当の年間の支給月数については、4.85月分となっております。特別職の期末手当については、本市ではこれまで一般職員の期末・勤勉手当の支給月数と同じ月数で改定を行っております。

資料1から資料3-2までの説明は以上となります。

【会長】事務局からの説明に関して、御質問がある方は挙手をお願いします。

【委員】資料2-1は特別職の年収について記載されていますが、一般的な年収の感覚ですと月額×12、それに期末手当を足しあげた額という認識でしょうか？

【事務局】そのとおりです。

【委員】そのほか手当は含まれていないのでしょうか？この年収を確認すればすべてが包含されているということでしょうか？

【事務局】そのとおりです。年収ベースではこの金額を見ていただければ問題ありません

が、特別職の場合退職時の退職手当は別途支給されます。

【委員】その退職手当の積立金がこの中に入っているということはないですか？

【事務局】ございません。

【会長】ほかにご質問はございませんでしょうか。質問がないようでしたら先に進めさせていただきます。続いて、資料4から資料6まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、お手元の資料につきまして、ご説明申しあげます。それでは、資料4をご覧ください。各種経済指標の資料について、ご説明します。昨今、食料品の価格高騰が代表されるように、日本においてもインフレの状態にあり、物価が上昇している状況でございます。各種経済指標につきましても、ここ数年、変動が大きいいためご審議いただく際の資料として今回作成いたしました。

初めに1 都内の事業所の所定内給与推移をご覧ください。東京都総務局の勤労統計調査結果の年報数値になります。なお、令和6年の年報はまだ公表されていませんので令和5年までのグラフとなります。実線の四角ポツのグラフが事業規模30人以上、点線のひし形ポツのグラフが事業規模5人以上の平均給与になります。所定内給与とは、時間外勤務手当を除く、基本給に家族手当などを含まれた給与になります。事業規模30人以上、5人以上どちらの数値も令和2年までは、ほぼ横ばいで令和3年以降は上昇していることが分かります。

続いて、2 都内事業所の常用雇用指数です。こちらも東京都総務局の勤労統計調査結果の数値になります。同様に、令和6年の年報はまだ公表されていませんので令和5年までのグラフとなります。常用雇用とは、正社員、パートにかかわらず、期間の定めなく雇用されている者、または1年以上雇用される者を意味します。この調査では、先ほどと同様に事業規模5人以上、30人以上と分けて調査していますが、数値が似ているためここでは事業規模30人以上の指数のみ記載しています。指数は、令和2年を100とした場合の数値になります。平成29年から令和元年まで上昇し、令和元年から令和3年まで一旦息継ぎした後、令和4年、5年と再び上昇しています。指数は、一般的に景気が上向くと数値が上昇するものとなります。

続いて、3 都内の雇用状況です。こちらは東京労働局の「職業安定業務統計」の数値になります。同様に、令和6年の年報はまだ公表されていませんので令和5年までのグラフとなります。実線マルポツのグラフが完全失業率、点線四角ポツのグラフが有効求人倍率になります。完全失業率では平成28年から令和元年までは下降し、令和元年から令和2年までは一旦上昇し、令和2年から令和5年にかけて再び下降しています。一般的に完全失業率は景気が上向くと数値は下降するものとなります。また、有効求人倍率は、完全失業率とは逆相関のグラフで景気が上向くと数値が上昇するものとなります。

続いて、4 消費者物価指数（東京都区部）です。こちらは総務省統計局の数値になります。消費者が購入する生活用品やサービスの価格の変動を指数化して示したもので令和2年を100とした場合の指数になります。消費者物価指数は全国平均と東京都区部に分けて調査していますが、数値が近似しておりグラフ化するとほぼ重なってしまいますので、

ここでは東京都区部の指数のみ記載しています。平成28年から令和2年まで緩やかに上昇していますが、令和3年以降、上昇角度が上がっています。

続いて、5 日経平均株価の12月末日の終値です。平成28年から令和4年まで上下繰り返しつつ上昇していますが、令和4年以降は上昇角度が上がっています。続いて、6 民間企業のベース改定の状況です。こちらは人事院「職種別民間給与実態調査」の数値になります。調査対象は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所としています。係員級と課長級でそれぞれベースアップ実施、ベースアップ中止、ベースダウン実施、ベース改定の慣行なしの割合の数値となります。ベースアップ実施の事業所割合、実線マルポツになりますが、係員級、課長級ともに平成28年から令和元年まで上昇した後、令和元年から令和3年は下降し、令和3年以降はやや角度をあげて上昇しています。一方、ベース改定慣行なし及びベースアップ中止の割合はベースアップ実施の動きと逆の動きとなっています。

続いて、資料5をご覧ください。本市の財政状況について、御説明します。資料にあります4つの指標ですが、自治体の財政状況や健全性を客観的に評価するための指数になります。なお、資料5をおめくりいただいた2枚目の資料は関東の中核市10市との比較、3枚目の資料は東京都内26市と比較した資料となります。2枚目、3枚目のグラフの見方ですが、上端が比較団体の中の最大値、下端が比較団体の中の最小値、○が比較団体の平均値、●が本市の数値になります。また、右下のレーダーチャートですが、ここでは比較団体の平均値を100としたときの本市の指数を表しています。数値が大きいほど、健全性が高いことを示しています。

はじめに、財政力指数ですが、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法で算出した基準財政収入額を標準的な水準の行政を行うのに必要な一般財源を示す基準財政需要額で割って得た数字となっています。普通交付税の算定に用いる全国統一の式で自治体の財政力を図る指標です。この指標ですが、数値が大きいほど財源に余裕があることを表しています。数値が1以下の場合には普通交付税の交付対象になり、1以上の場合、財源に余裕があると判断され、普通交付税が不要な「不交付団体」となります。令和5年度の本市の財政力指数は0.903です。26市での比較では平均の0.942と近い数値となっております。一方、中核市での比較では平均の0.870を上回っております。

続いて、経常収支比率ですが、こちらは経常的に収入する一般財源の総額に対して継続的に支出される経費、人件費、扶助費、公債費等の割合、民間で言う固定費の割合を示した数値となっております。数値が低いほど財政運営の自由度が高いことを表しています。令和5年度の本市の経常収支比率は87.5%です。26市での比較では平均の91.5%より低い数値となっております。中核市での比較でも平均の95.3%より低い数値となっております。26市、中核市と比較して財政運営の自由度が高いことがわかります。

続いて、実質公債費比率ですが、実質的な公債費、家計で例えるとローンになると思いますが、ローンの支払いが標準的な水準の行政を行うのに必要な一般財源を示す標準財政規模で割った数値となっています。数値が低いほど公債費が財政に及ぼす影響が低いということになります。令和5年度の本市の実質公債費比率は0%です。26市での比較では

平均1.4%の数値となっております。中核市での比較では平均4.6%の数値となっており、こちらも26市、中核市と比較して公債費が財政及ぼす影響が低いことがわかります。

続いて、将来負担比率ですが、将来負担すべき実質的な負担が標準財政規模に占める割合の数値になります。数値が高いと現在の負債が将来の財政運営において問題を生じさせるおそれが高くなるものになります。これは、家計に例えると将来返済しなければならぬローン残高に対する不安を表す数値かと思います。令和5年度の本市の将来負担比率はマイナス32.5%です。26市での比較では平均2.9%の数値となっております。中核市での比較では平均32.2%の数値となっており、こちらも26市、中核市と比較して現在の負債が将来の財政運営に問題が生じる恐れが低いことがわかります。これら財政に係る指数等を見ますと、現状ではおおむね健全性が確保できている状況ではあると思われれます。

本日、ご説明させていただきました中核市や類似市との比較、各種経済指標の動向、本市の財政状況など、様々な観点から委員の皆様に御審議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【会長】事務局からの説明は終わりました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

【委員】この財政力指数ですが、1ということは収入に対して支出がトントンの計算となるということでしょうか？

【事務局】そのとおりです。

【委員】1以下ですと交付金がでるということですが、国からですか？

【事務局】国からです。

【委員】1以上だと交付金がでないということですよ？

【事務局】そのとおりです。

【委員】公債というのはいわゆる地方債ですか？それは八王子市債として発行されているということですか？

【事務局】借入れをしておりますが、市債として発行しているかについては、詳しい資料がないため、別途回答をさせていただきます。

【会長】ほかにご質問がありますか？

【委員】中核市や市部と比較されているが、特別区との比較はしているのでしょうか？

【事務局】特別区との比較としては、類似市との比較の中で人口が類似している自治体とは比較をさせていただいています。

【委員】先ほどの資料を見させていただくと、特別区では報酬が上がっていることが読み取れます。財政状況の比較はされていますか？

【事務局】財政状況は中核市と26市の比較を行っておりますが、特別区との財政状況の比較はしておりません。

【委員】どちらかという八王子市は中核市であり、市部の中では大きく代表するところであると考え、比較するのであれば市部ではなく特別区ではないかと感じました。

【事務局】ありがとうございます。特別区ですと移譲されている権限を含め、制度上の違いがあります。その点でほど近い中核市を含めた市との比較をさせていただいているとこ

ろであります。物価の上昇などの関係も出てきておりますので、区部との比較についても今後検討を行い、参考にできるところがあれば参考にしていきたいと思っております。

【会長】ほかにご質問はありますでしょうか。ご質問がなければ、委員の皆さまの御意見を頂きたいと思っております。昨年度の答申にあるように、令和7年度は近隣自治体の状況、社会情勢等を踏まえ、様々な視点から審議を進めていきたいと思っております。ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

【委員】今回、事務局の説明で八王子市の特別職の報酬内容と他市内容が理解できました。自分は、八王子市で地学地就してきた経験の中、企業の報酬は成果が問われてきました。私が疑問に思ったのは、市長以下、議員などそれぞれの役職の中でどのような成果を上げてきたのかということです。環境面ではごみの減量がトップであるや、歴史的な意味でこんなイベントを開催した、といった一般的な企業人として問われる成果として、八王子市としてこのようなことに取り組んできたというような年表的なものがあると、公表したときに報酬に対する説得力があるのではないかと思います。

【事務局】ありがとうございます。今回審議対象となっている方々は選挙で選ばれている方が中心ですが、任期ごとに選挙という形で、市民からの評価がされているという所と、毎年の行政運営においては、1年間の予算を計上して執行し、その成果がどのように出ているのかを議会で審議し、決算認定されています。その中で細かくはなっていますが、前年度評価を行い、翌年度の行政運営に生かしていくという方法がとられています。

【会長】ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【会長】市長の成果、議員の成果、とそれぞれを別に評価するというのは、難しいということですね。市長が発案しても、精査して進めていく中では多くの人が携わっており、誰か一人の成果という資料を作成するのが市としては難しいということでしょうか。

【委員】それは難しいですね。私が考えていたのはもっと全体像を示したものでよいと思います。それを市長以下議員まで含めて議論して、市民が参画して、ごみゼロができたということで良いのではないかと思います。表現としては難しいので、もしこのような場で参考議論ができるとありがたいと思いましたが、以上です。

【会長】ありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。それでは、ほかにご意見はないようですので、改めまして、報酬額を上げるべきかどうかについて、ご意見をいただきたいと思っております。これまで長年報酬を据え置いてきたという状況や物価上昇に伴う給与引き上げ等の社会情勢を踏まえ、今年は据え置かずに、報酬を上げるべき方向で今後検討しなければならないかと思っておりますが、この点について、委員の皆さまにご意見をいただきたいと思っております。

【委員】八王子市の負債と税収のバランスも見ないといけないですが、八王子市だけではなく、日本全体の物価が上がっている状況です。物価が上がっているということは、生活に多少の影響があると考えられます。特に八王子市では平成28年度から据え置きであり、働く者から見ると、厳しい状況ではないかと思われま。税収が上がってなくて、物価も落ち着いているという状況であれば別ですが、私はそろそろ多少は上げた方がいいので

はないかと思えます。

【会長】ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

【委員】確かにおっしゃる通り、物価も上がっており、生活にお金がかかる昨今ではございますので、物価の上昇にリンクした支給が必要だと思えますが、やはり市としての財政、細かな収入と支出の項目の細かい内訳を10年、少なくとも5～6年の推移を見てみたいと思えます。

【会長】それは基本的には発表になっていますよね？

【事務局】財政白書を毎年発行しておりますので、5年分程度は内訳が載っているので提供できると思えます。

【委員】それを見て判断させていただきたいと思えます。

【会長】ありがとうございます。ほかにご意見はありますでしょうか。一部資料を出していただくことが前提となりますが、基本的にはここ7～8年の社会状況からすると、多少上げていく方向で検討をするべきだろうということですね。給料の中から生活費を支払っていくこととなりますから、物価が上がっていけばそれだけ生活を圧迫するということは現実として起きていると思えます。それを踏まえて、多少上げるという方向で検討を進めていくということになるかと思えますので、よろしく願いいたします。次回につきましては具体的な金額について審議をいただきたいと思えます。事務局はそれまでに資料を揃えて準備をしていただくようお願いいたします。最後に皆さまからご意見がありましたらお受けしたいと思えますが、ご意見はありますか。ご意見がないようでしたら、終了時刻も近づいて参りましたので、本日の審議は、これまでといたします。それでは、事務局にお返しします。

【事務局】はい。三浦会長、ありがとうございました。ご請求のありました資料につきまして、次回の審議会までに用意いたします。その他、ご質問はよろしいでしょうか？それでは、以上で第1回「特別職報酬等審議会」を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。以上で令和7年度八王子市特別職報酬等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会